

【表C】

公有地	私有地		
【公有地】 国・県・市が所有または管理しているすべての土地	【公共性の高い私有地】		【公共性の低い私有地】
	公有地等に隣接	不特定多数が利用	民間が所有し、特定の人だけが使用する土地
<ul style="list-style-type: none"> ●道路 ●公園・緑地 ●公共施設の敷地 など <p>◆喫煙の規制(喫煙禁止)：【検討①】</p> <p>◆受動喫煙防止：義務(罰則なし)</p> <p>◆管理者の環境整備：義務(罰則なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路に隣接 ●学校に隣接 ●公園に隣接 など <p>◆喫煙の規制(喫煙禁止)：【検討⑥】</p> <p>◆受動喫煙防止：義務(罰則なし)</p> <p>◆管理者の環境整備：【検討⑨】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●通路(商業施設等) ●広場 ●駐車場 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人宅の庭 ●企業の敷地(商店等を除く) など <p>◆喫煙の規制(喫煙禁止)：【検討②】</p> <p>◆受動喫煙防止：義務(罰則なし)</p> <p>◆管理者の環境整備：【検討③】</p>
<p>「特定の場所」(重点区域等)の範囲内 市内7駅の周辺、幼稚園・保育所・学校等の周辺など</p>			
	【公共性の高い私有地】		【公共性の低い私有地】
	公有地等に隣接	不特定多数が利用	
<p>【特に対策が必要な公有地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一定の基準により定める場所の周辺 <p>◆喫煙の規制(喫煙禁止)：義務(過料)</p> <p>◆受動喫煙防止：義務(罰則なし)</p> <p>◆管理者の環境整備：義務(罰則なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路に隣接 ●学校に隣接 ●公園に隣接 など <p>◆喫煙の規制(喫煙禁止)：【検討⑥】</p> <p>◆受動喫煙防止義務：義務(罰則なし)</p> <p>◆管理者の環境整備：【検討⑦】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●通路(商業施設等) ●広場 ●駐車場 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人宅の庭 ●企業の敷地(商店等を除く) など <p>◆喫煙の規制(喫煙禁止)：【検討④】</p> <p>◆受動喫煙防止：義務(罰則なし)</p> <p>◆管理者の環境整備：【検討⑤】</p>
	【公共の用に供する私有地】		
	<ul style="list-style-type: none"> ●各種道路 など 		
	【公共の用に供する私有地】		
	<ul style="list-style-type: none"> ●各種道路 など 		

「緑」と同様に扱うか、
「赤」と同様に扱うか、
中間的な扱いをするか。

管理者が「個人」か「企業等」かで区分し、
内容に差をつけることも可

【検討①】 「公有地」における「喫煙の規制」：義務(過料)・義務・努力義務

【検討②】 「公共性の低い私有地」における「喫煙の規制」：努力義務・なし

【検討③】 「公共性の低い私有地」における「管理者の環境整備」：義務(罰則なし)・努力義務・なし

【検討④】 重点区域内の「公共性の低い私有地」における「喫煙の規制」：義務(過料)・努力義務・なし

【検討⑤】 重点区域内の「公共性の低い私有地」における「管理者の環境整備」：義務(過料)・義務・努力義務・なし

【検討⑥】 重点区域内の「公共性の高い私有地」における「喫煙の規制」：義務(過料)・義務・努力義務・なし

【検討⑦】 重点区域内の「公共性の高い私有地」における「管理者の環境整備」：義務(過料)・義務・努力義務

【検討⑧】 「公共性の高い私有地」における「喫煙の規制」：義務(罰則なし)・努力義務・なし

【検討⑨】 「公共性の高い私有地」における「管理者の環境整備」：義務(罰則なし)・努力義務